

令和8年9月30日
山梨県森林環境部大気水質保全課
課長 野中 俊宏
電話 055-223-1510 (内線 6400)

報道関係者各位

中部横断自動車道（長坂～八千穂）に係る環境アセス手続について ～意見概要書等の縦覧～

本日、都市計画決定権者（山梨県）から「中部横断自動車道（長坂～八千穂）」（※1）に係る「環境影響評価準備書（※2）」に対する意見概要書等（※3）が県に送付されました。

このため、山梨県環境影響評価条例に基づき、意見概要書等を縦覧します。

- ※1 （仮称）韮崎都市計画道路1・4・1号双葉・韮崎・清里幹線（仮称）佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線
- ※2 事業者が環境影響評価方法書に基づき実施した環境影響評価（調査・予測・評価・環境保全措置）の検討結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめた書類
- ※3 準備書に対する住民等の意見の概要と、意見に対する都市計画決定権者の見解を記載した書類

1. 意見概要書等について

意見募集期間：令和8年2月2日～3月16日

意見書数：124通（意見数1,865件）

2. 縦覧について

縦覧期間：令和8年10月1日（木）～令和8年11月2日（月）
（土・日・祝日を除く。）

縦覧場所：県庁舎（県民情報センター他）、関係市役所等（別紙1参照）※4

※4 大気水質保全課のホームページでも見るができます。

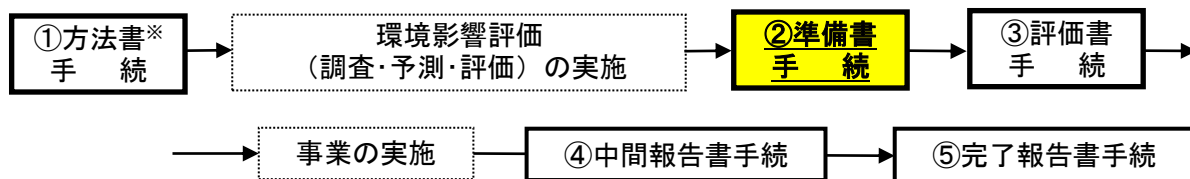
https://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/asesu_cyubuoudandou.html

3. 今後の予定

- ・県は、環境影響評価法の規定により、意見概要書等が送付された日から120日以内に、公聴会、北杜市、山梨県環境影響評価等技術審議会の意見を踏まえて、環境保全の見地から知事意見を述べることとなります（期限：令和9年1月28日）。
- ・事業者は、知事等からの意見に配慮して事業計画及び環境の保全のための措置について再検討を行い、「評価書」を作成します。

＜参考＞準備書手続

（１）【環境影響評価手続の流れ】



※①方法書：環境影響評価（調査・予測・評価）の実施方法をまとめたもの

（２）【②準備書手続の流れ】

- １．準備書公告・縦覧及び住民意見募集（都市計画決定権者）
- ２．住民等説明会開催（都市計画決定権者）
- ３．意見概要書等の送付（都市計画決定権者→県）
- ４－１．意見概要書等の縦覧、公述人募集、公聴会開催（県）
- ４－２．環境影響評価等技術審議会開催、北杜市長への意見照会（県）
- ５．知事意見の通知（県→都市計画決定権者）

【期限：意見概要書等が送付された日から１２０日以内】

縦覧場所一覧

縦覧場所		所在地
山梨県	山梨県県民情報センター	甲府市丸の内一丁目 6－1 (山梨県庁別館 2 階)
	山梨県中北林務環境事務所環境・エネルギー課	韮崎市本町四丁目 2－4 (北巨摩合同庁舎 4 階)
	山梨県県土整備部都市計画課	甲府市丸の内一丁目 6－1 (山梨県庁本館 7 階)
	山梨県中北建設事務所都市整備課	甲府市貢川二丁目 1－8
北杜市	北杜市市民環境部環境課	北杜市須玉町大豆生田 9 6 1－1
	北杜市明野総合支所	北杜市明野町上手 5 2 1 9－1
	北杜市須玉総合支所	北杜市須玉町若神子 2 1 5 5
	北杜市高根総合支所	北杜市高根町村山北割 3 2 6 1
	北杜市長坂総合支所	北杜市長坂町長坂上条 2 5 7 5－1 9
	北杜市大泉総合支所	北杜市大泉町西井出 3 1 6 4－1
	北杜市小淵沢総合支所	北杜市小淵沢町 7 7 1 1
	北杜市白州総合支所	北杜市白州町白須 3 1 2
	北杜市武川総合支所	北杜市武川町山高 1 4 5 7－3
韮崎市	韮崎市市民生活課	韮崎市水神一丁目 3－1
甲斐市	甲斐市環境産業部環境森林課	甲斐市篠原 2 6 1 0
国土交通省	国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所	甲府市緑ヶ丘一丁目 1 0－1
【縦覧期間】 令和 8 年 1 0 月 1 日 (木)～令和 8 年 1 1 月 2 日 (月) 8 : 3 0～1 7 : 0 0 (土・日・祝日を除く)		
【インターネット】 山梨県森林環境部大気水質保全課のホームページ URL: https://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/asesu_cyubuoudandou.html		